

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第63号）（建設局自転車政策推進室）

京都市道路附属物自転車等駐車場の利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を変更する必要があるため、以下のとおり改正することとしました。

（利用料金の計算の基礎とする1日の範囲の変更）

現行は、利用料金の計算の基礎とする1日の範囲を「入退場時間^{※1}」とし、1回の利用ごとに利用料金を徴収していますが、利用促進及び利便性向上を図るため、1日の範囲を「自転車等駐車場^{※2}に自転車等^{※3}を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで」とし、24時間ごとの課金制を導入します。

これにより、24時間単位の利用時間に応じた段階的料金制が導入できるようになるとともに、日をまたいで利用した場合でも、入場から24時間以内であれば、1回分の利用料金で利用できるようになります。

利用料金の計算の基礎とする1日の範囲	
改正前	改正後
入退場時間	自転車等駐車場に自転車等を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻まで

※1 「入退場時間」は、自転車等駐車場ごとに定めている。

※2 「自転車等駐車場」は、京都市松ヶ崎駅自転車駐車場、京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市西大路御池駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場、京都市東野駅自転車駐車場、京都市御陵駅南自転車駐車場、京都市御陵駅北自転車等駐車場、京都市栂辻駅自転車駐車場、京都市小野駅自転車等駐車場、京都市京都駅八条口西自転車駐車場、京都市京都駅八条口東自転車駐車場、京都市桂川駅東自転車等駐車場、京都市桂川駅西自転車等駐車場、京都市太秦天神川駅自転車等駐車場、京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場、京都市桂駅東口自転車駐車場、京都市桂駅南自転車等駐車場及び京都市醍醐駅自転車駐車場の18施設である。

※3 「自転車等」とは、各自転車等駐車場に駐車可能な自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 63 号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自転車等駐車場の入退場時間（自転車等を自転車等駐車場に入場させ、又は自転車等駐車場から退場させることができる時間をいう。）は、自転車等駐車場ごとに別に定める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「応じ」の右に「、1日1回につき」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) 自転車 200円

第7条第2項第2号中「1日1回につき」を削り、同条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する「1日」とは、自転車等駐車場に自転車等を入場させた時刻から翌日の当該時刻に相当する時刻までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による本市が道路の附属物として設置する駐車場で自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）（以下「自転車等」という。）の駐車の用に供するもの（以下「自転車等駐車場」という。）の利用に係る料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車等の自転車等駐車場の利用に係る料金については、改正後の条例第7条の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)